

川村学園女子大学

平成 21 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 22 年 3 月

財団法人 日本高等教育評価機構

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、川村学園女子大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしていると認定する。

【認定期間】

平成 21(2009)年 4 月 1 日から平成 28(2016)年 3 月 31 日までとする。

【条件】

特になし。

II 総評

大学は昭和 63(1988)年に開設され、当初の文学部から平成 3(1991)年に教育学部、平成 12(2000)年に人間文化学部が増設、現在は 3 学部 9 学科の構成となっている。平成 11(1999)年には大学院人文科学研究科を開設し、前期課程・後期課程を有している。大学としての歴史は 20 年程度であるが、その母体である川村学園は大正 13(1924)年に設立され、一貫して女子教育に尽力している。建学の精神は「自覚ある女性」「社会への奉仕」として示されており、その土台には「感謝のこころ」を位置付けている。これを受けた大学の使命・目的は「教養ある女性の養成」及び「社会に貢献しうる女性の養成」として明確に定められており、学内外に周知されている。

小規模大学である特性を生かし、各組織間の関連性は的確に保たれている。「全学教授会」のほか、「学部会」「学科会議」があり、連絡調整のために「部局長会」が設置されているなど、意思疎通を円滑にするための工夫がなされている。また、理事長が学長を兼務し、管理部門と教学部門との連携は適切に保たれており、役割分担も的確である。

学科構成が多彩であるとともに、教養科目の充実が図られ、また、建学の精神を理解させるための科目及び環境構成を確立している。「女性学」「文化と女性」などの科目を設け、教育目的にかなった教育科目を充実させている。少人数教育の徹底を図り、「教務補助職員」を常駐させた「学生研究室」の設置、学生の利便性に配慮した「学生支援オフィス」の設置など、学生を大切にしようとする大学の姿勢は明確である。

教育課程はどの学科においても、種々の資格・免許の取得が可能となるように編成され、「社会に貢献しうる女性の養成」という教育目的にかなったものとなっている。また、学部・学科を越えた科目を受講できる「クロス・オーバー制度」「副専攻制度」を設け、多様な学習機会を保障し、学生の資質の充実を図っている。ただし、教養教育のカリキュラムを一層充実させるため、検討組織を独立させることが望まれる。

教員については、高齢の教員が多い傾向にあり、定年退職者の補充という課題を抱えているが、その配置は適切になされている。研究費制度も充実しており、人事手続きについても適切である。

職員については、適切な人事配置がなされている。SD(Staff Development)については、

研修制度の整備はされており、その積極的活用については今後の課題である。

郊外型大学の特長として豊かな自然環境に恵まれ、また、環境整備に心を砕いている点は評価できる。バリアフリーに関しては今後の課題となるが、全体として、教育環境は適正に整えられている。図書館に「ブラウジング・コーナー」やグループ学習室が設けられていることから、学習環境の多彩さは伺える。

社会との連携については、地方公共団体の各種委員会に教職員を派遣していること、図書館やグラウンドを市民に開放していることなど、一定の役割を果たしている。社会的責務に関しては、組織倫理の確立及び教育研究成果の広報とも、適切に行われている。

財務状態は健全であり、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有している。しかし、平成 21(2009)年度において定員割れを生じており、その対策として定員削減、指定校の絞込み、定年退職者の補充の検討などの努力を行っているが応急対策の域を出ていない。中長期の事業計画及び財政計画の速やかな実施が求められる。

アット・ホームな雰囲気強く持った大学であり、それだけに、学生数の減少という状況に迅速に対応する体制においては立ち遅れているが、学園組織及び教職員一丸となって取組む姿勢は確立していると判断できる。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 建学の精神・大学の基本理念及び使命・目的

【判定】

基準 1 を満たしている。

【判定理由】

大学は大正 13(1924)年以来、長年にわたって女子教育に尽力してきた川村学園を土台にしている。建学の精神は「自覚ある女性」「社会への奉仕」「感謝の心」として明確に示され、学内外に公表されている。学内へは、建学の精神をより理解するための研究会「紫雲の会」が教員の発議によって設置され、運営されており、また、図書館には創立者の著書や学園史の専用コーナーを設け、日常的に建学の精神に触れることができる環境となっている。学外への広報活動としては、大学案内、広報紙「花時計」、ホームページなどで概ねなされているが、より積極的に周知を図ることが望まれる。

建学の精神に基づく使命・目的は、「教養ある女性の養成」及び「社会に貢献しうる女性の養成」として具体化され、さまざまな形で周知徹底を図る努力がなされている。

基準 2. 教育研究組織

【判定】

基準 2 を満たしている。

【判定理由】

教育研究の基本的組織は、3学部10学科1研究科、附属図書館及び3研究所、2センターによって構成され、大学が掲げる使命、目的を達成するために、相互補完的に適切に配置されている。また、教学に関する全学的事項の審議機関として、教授会、学部固有の問題については「学部会」が置かれ、役割分担を図っており、概ね適切に機能している。更に、学部の連絡調整には「部局長会」があたり、教育研究だけでなく、大学運営にも貢献している。

教養教育については、多くの科目が開設され、教務委員会を中心とした組織上の措置も概ね適切であるが、将来的には、教務委員会とは別の独立した組織の設置が望まれる。

学生の入学、転学部・転科、賞罰、試験、卒業などの教育方針を決定する組織は、学則に則り基本的には教授会であり、適切な運営がなされている。また、学習者の要求に応えるため、授業評価アンケートが活用されている。

【参考意見】

- ・教養教育は教務委員会において扱われているが、その重要性に鑑み、担当委員会を別途置くことが望まれる。

基準3. 教育課程

【判定】

基準3を満たしている。

【判定理由】

「社会に貢献しうる女性の養成」という教育目的は、種々の免許、資格が取得できるカリキュラムを設定することで実現されている。教養教育には「女性学」「文化と女性」などの科目を設け、教育目的にかなった教育科目を充実させており、その他の教養科目も多彩である。また、少人数教育により実践的な授業を行うことで、教育の実をあげている。更に、卒業論文を必修としている。

建学の精神に基づき、大学では学科、大学院では専攻ごとに教育目標を定めている。教育課程の編成方針は適切に定められ、教育課程は体系的かつ適切に編成されている。

学科ごとに設置された「学生研究室」に「教務補助職員」を常駐させ、学生とのコミュニケーションの密度を高める体制が整備されており、学生の実態を常に把握する努力が認められる。

基準4. 学生

【判定】

基準4を満たしている。

【判定理由】

アドミッションポリシーは各学部・学科及び大学院専攻科において明確に示され、募集

要項などに記載されている。入学者の定員確保については課題があるが、入学者選抜はアドミッションポリシーに沿った方法で適切に行われている。

「学生支援オフィス」を設置し、学生への学習支援、学生サービス、就職支援の体制及び学生の保健管理などは適切に運営し、履行されている。具体的には、学生支援は各学科に設置された「学生研究室」で行われている。また、就職支援としては、就職ガイダンスやセミナーなどを通じ、職業に対する意識及び社会人としての意識の醸成を行っている。学生への経済的支援については、入学金の貸与、スカラシップ入学試験における授業料、施設費の免除などがあげられる。

基準 5. 教員

【判定】

基準 5 を満たしている。

【判定理由】

教員数については、各学部・学科とも大学設置基準に定める必要専任数及び教授数を十分満たしている。教員構成については、教授の割合が多く、高齢教員が多い傾向が認められるが、概ね適切な教員配置がなされている。

教員の採用・昇任については、「川村学園女子大学教員選考規程」に則り、学長により設置されている「教員選考委員会」が「川村学園女子大学教員選考基準」に依拠して選考し、大学における人事の基本的手続きを行っている。なお、教員採用に関しては、今後、公募制の推進が期待される。

教員の担当時間は概ね適切であり、教育研究活動を支える研究費も職位による若干の差異はあるものの手厚く配分されている。その他、学内共同研究費、在外研究研修、国内研修などが制度的に整備されており、研究活動を活性化し支援するための取組みは概ね適切である。

FD(Faculty Development)については、全学的により組織的な取組みが必要とされるが、学生による授業アンケートと授業参観が実施され、教員の授業改善に役立っている。

【参考意見】

- ・FD については、既に学生による授業アンケートの実施、公開授業の開始などが実施され、授業改善の努力がなされているが、体制を整えたより一層の組織的取組みが望まれる。

基準 6. 職員

【判定】

基準 6 を満たしている。

【判定理由】

川村学園女子大学

「川村学園女子大学事務組織及び事務分掌規程」に基づき大学の教育研究支援のために必要な人員配置を適切に行っている。特に、学務部の教務課、入試広報課、学生課、就職課を基軸として「学生支援オフィス」を設置するなど、学生へのサービスを充実させる取組みを行っている。

職員の採用、昇任、異動については一定の手続きに基づいて行っている。

職員の資質・能力の向上のための研修制度として「学園研修」「学校研修」「個人研修」「特別研修」を整備しているため、その積極的活用を図るため組織的努力が望まれる。

「部局長会」「学科長会」、教授会、各種委員会には、事務局から適任者が出席しており、教員と職員の連携体制が整備されている。

【優れた点】

- 各学科に「学生研究室」を設け、各「学生研究室」に専属の「教務補助職員」1名を配置し、教員や「学生支援オフィス」と連携して、学生の履修・学習相談、生活相談などにあたる学生サポート体制を確立していることは、高く評価できる。

基準 7. 管理運営

【判定】

基準 7 を満たしている。

【判定理由】

管理運営は、「学校法人川村学園寄附行為」「川村学園女子大学学則」及び「川村学園女子大学大学院学則」などに基づき、大学の目的を達成するため法人及び大学の管理運営体制が組織的に整備されている。また、関連する諸規程によって理事会、評議員会、教授会、各種委員会も連携し運営されている。学園全体の連絡調整を図るため、「協議会」や各種の会議体も設けられ、適正に機能している。

自己点検・評価については「自己点検・評価委員会」を設置しており、教育研究をはじめとする大学運営の改善・向上に結びつけている。

主要な会議には、理事長、学部長、事務部長、学務部長などが出席し、教学と管理の連携が図られ、運営されている。

【参考意見】

- 自己点検・評価報告書の公表について、ホームページ上で公表されていないため、改善が望まれる。

基準 8. 財務

【判定】

基準 8 を満たしている。

【判定理由】

平成 20(2008)年度末の財政状態は健全であり、大学の教育研究目的を達成するために必要な財政基盤を有している。しかし、平成 20(2008)年度消費収支計算書及び平成 21(2009)年度消費収支予算書における帰属収支差額はいずれも支出超過となっており、平成 20(2008)年度の人件費比率は極めて高い。収入面においては、その中心となる学生生徒等納付金の基礎となる入学者数が、平成 21(2009)年度においてはすべての学科で定員割れを生じており、早急な対処が求められる。法人及び大学は、これらの課題を克服するための中長期事業計画及び財政計画を現在作成し改善を進めており、収入と支出のバランスを考慮した運営努力を行っている。なお、会計処理及び会計監査については、適切に行われている。

財務情報の公開については、ホームページなどに掲載し、公開している。

教育研究を充実させるための外部資金導入については、各種補助金の獲得、寄附金の募集について努力している。

基準 9. 教育研究環境

【判定】

基準 9 を満たしている。

【判定理由】

校地、校舎は、設置基準を満たしており、キャンパス内に教育研究目的を達成するために必要なグラウンド、体育館、テニスコート、校舎、図書館などの施設を適切に配置し、必要な図書や機器備品の設備を整備している。特に、キャンパス内に外周道路を設け、駐車場や駐輪場においても歩行者や車両の動線を十分に考慮した配置を行っており、学生や教職員の安全性に配慮している。

施設設備については、保守点検及び補修を適切に行い、維持、運営している。バリアフリー化を進め、施設設備の安全性の向上に努めている。

郊外型大学として豊かな自然環境を生かしたゆとりのある施設配置を行い、図書館に「ブラウジング・コーナー」やグループ学習室を設けるなど、アメニティに配慮した教育環境を整備している。

基準 10. 社会連携

【判定】

基準 10 を満たしている。

【判定理由】

大学が持っている人的資源の社会への提供については、教職員が県や市の各種審議会や委員会などに参画し、一定の努力を行っている。

大学の物的資源による地域貢献としては、施設の供与、大学図書の貸出、グラウンドの市民開放などを行っており、積極的に地域に貢献している。

他大学との関係については、地域大学間の相互協力による図書利用、海外提携大学との単位互換などがあげられ、適切な関係が構築されている。

地域社会との協力関係については、公開研究会、開放講座、公開講座などの取組みが行われており、今後、更に大学独自の公開講座など、積極的な取組みが期待される。我孫子市、柏市との教育研究上の適切な関係が構築されている。

基準 1 1. 社会的責務

【判定】

基準 11 を満たしている。

【判定理由】

社会的機関として必要な組織倫理については、「川村学園教職員服務規程」「教職員看護休暇規程」「川村学園育児休業規程」「川村学園教職員介護休業及び介護短縮時間勤務に関する規程」「個人情報の保護に関する規程」を制定するとともに、「セクシュアル・ハラスメント防止宣言」の公表を行い、「ハラスメント防止委員会」を設置し対応している。

「川村学園女子大学研究倫理規程」「研究活動の不正行為に関する取扱い規程」を制定し、研究者である教員個人の遵守すべきルールを規定し、社会的機関として必要な組織倫理が確立され、かつ適切に運営されている。

「川村学園女子大学校舎等管理規程」など、緊急時における対応マニュアルは制定されている。緊急連絡網なども整備されているが、総合的な危機管理体制については今後の課題である。

教育研究成果の広報活動については、広報委員会を設けて体制整備を行い、「研究紀要」の発行を行っている。

【参考意見】

- ・消防計画に基づき、年 1 回の地元消防署・消防本部との避難訓練（防災訓練）を実施することが望まれる。

